

6・17不当判決は最高裁自身で正してください！

最高裁判所 御中

2024年12月18日原発賠償京都訴訟の控訴審判決(大阪高裁)は、牧賢二裁判長、内田貴文裁判官、島戸真裁判官の良心なき不当な内容でした。

原告の意見陳述にある「命と向き合って判断してほしい」という願いむなしく牧判決は、原発稼働を推進してきた被告である国と東電を前に、国策に屈した「司法の限界」を印象づけるものでした。

最高裁の判断は地裁、高裁判決に強い影響力があります。2022年6月17日の生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟に対する最高裁不当判決(菅野博之裁判長)以降、2023年3月ノーモア・フクシマいわき市民訴訟の仙台高裁判決をはじめ、後に続く9つの賠償訴訟、子ども脱被ばく裁判など原発関連訴訟も最高裁不当判決に引きずられ、国の責任が認められた判決は皆無となっています。

最高裁の判事には、被告東電とつながりのある弁護士事務所から赴任している者が数人います。しかも不当判決(多数意見)に関与した3名の裁判官は、東電の代理人と同じ弁護士事務所との関係が深いです。2024年4月、ノーモア・フクシマいわき市民訴訟は最高裁での上告を棄却されました。その係属先にいた判事の中にも被告側に有利な立場にいた者がいると疑われています。



(生業訴訟HPより)

被告国・東電と懇意の判事がいる最高裁で、私たち原告らは良心に従い公正に判断してほしいと上告しています。

最高裁の「威信」は今、地に堕ちています。国民の信頼を取り戻す道は、最高裁自身が6・17不当判決を正すことしかありません。ぜひ上告を受理し、独立して公正な判断を示してください。

氏名	住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
取扱団体	

【呼びかけ】 原発賠償訴訟京都訴訟団 (原告団・弁護団・支援する会)

【集約先】 原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

〒612-0066 京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1コーポ桃山105号 市民測定所内

TEL : 090-8232-1664(夜間のみ) E-mail : rentai@s3.dion.ne.jp

HP : http://fukushimakyoito.namaste.jp/shien_kyoto/

(この署名は最高裁に提出する以外の用途には使用いたしません。)

